

令和7年習志野市教育委員会第10回定例会

日時: 令和7年10月22日(水)15時00分

場所: 市庁舎3階大会議室

日 程	審議順
1 会議録の承認	(予定)
2 報告事項	
(1) 令和7年習志野市議会第3回定例会一般質問等について	(教育総務課) 1
3 議決事項	
※議案第32号 令和7年度教育費予算案(12月補正)について	(教育総務課) 11
議案第33号 令和7年度末及び令和8年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について	(学務課) 2
議案第34号 令和7年度末及び令和8年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について	(学務課) 3
議案第35号 令和7年度末及び令和8年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について	(学務課) 4
※議案第36号 指定管理者の指定について(習志野市実花公民館、習志野市袖ヶ浦公民館、習志野市谷津公民館及び習志野市新習志野公民館)	(中央公民館) 12
4 協議事項	
協議第1号 習志野市教育振興基本計画(パブリックコメント案)について	(教育総務課) 5
協議第2号 習志野市第3次学校施設再生計画(パブリックコメント案)について	(教育総務課) 6
協議第3号 習志野市子どもの読書活動推進計画(パブリックコメント案)について	(社会教育課) 7
協議第4号 習志野市文化振興計画(パブリックコメント案)について	(社会教育課) 8
協議第5号 習志野市スポーツ推進計画(パブリックコメント案)について	(生涯スポーツ課) 9
協議第6号 次回教育委員会定例会の期日について 令和7年11月19日(水)午後3時00分	10

5 その他

※は非公開の見込み

令和7年習志野市教育委員会第10回定例会 議題概要
【議案第32号及び議案第36号については非公開の見込み】

報告事項(1)

令和7年習志野市議会第3回定例会一般質問等について

- ・令和7年習志野市議会第3回定例会における一般質問等について、報告するものです。

議案第32号【非公開予定】

令和7年度教育費予算案(12月補正)について

- ・令和7年度教育費予算案(12月補正)について、市長に申し入れるものです。

議案第33号

令和7年度末及び令和8年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について

- ・令和7年度末及び令和8年度習志野市立幼稚園教職員人事異動を適正円滑に実施するため、本市教育委員会として異動方針を定めるものです。

議案第34号

令和7年度末及び令和8年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について

- ・令和7年度末及び令和8年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動を適正円滑に実施するため、千葉県教育委員会の異動方針に基づき、本市教育委員会として異動方針を定めるものです。

議案第35号

令和7年度末及び令和8年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について

- ・令和7年度末及び令和8年度習志野市立高等学校教職員人事異動を適正円滑に実施するため、千葉県教育委員会の異動方針に準じ、本市教育委員会として異動方針を定めるものです。

議案第36号【非公開予定】

指定管理者の指定について(習志野市実花公民館、習志野市袖ヶ浦公民館、習志野市谷津公民館及び習志野市新習志野公民館)

- ・指定管理者の指定について(習志野市実花公民館、習志野市袖ヶ浦公民館、習志野市谷津公民館及び習志野市新習志野公民館)について、市長に申し入れるものです。

協議第1号

習志野市教育振興基本計画(パブリックコメント案)について

- ・習志野市教育振興基本計画(パブリックコメント案)について、協議するものです。

協議第2号

習志野市第3次学校施設再生計画(パブリックコメント案)について

- ・習志野市第3次学校施設再生計画(パブリックコメント案)について、協議するものです。

協議第3号

習志野市子どもの読書活動推進計画(パブリックコメント案)について

- ・習志野市子どもの読書活動推進計画(パブリックコメント案)について、協議するものです。

協議第4号

習志野市文化振興計画(パブリックコメント案)について

- ・習志野市文化振興計画(パブリックコメント案)について、協議するものです。

協議第5号

習志野市スポーツ推進計画(パブリックコメント案)について

- ・習志野市スポーツ推進計画(パブリックコメント案)について、協議するものです。

報 告 事 項(1)

令和7年習志野市議会第3回定例会一般質問等について

令和7年習志野市議会第3回定例会における一般質問等について、別紙のとおり報告する。

令和7年10月22日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

定例会一般質問一覧表

教育委員会

日程	通告 No.	議員名(会派名)	通告内容	担当課	質問 時間	頁
9月8日	1	央 重則 (環境みらい)	3. 教育問題について (1)不登校及びいじめ対策について 市内の小中学校における不登校及びいじめについての現状を伺う	指導課	80	1
	2	宮内 一夫 (市民の会)	該当なし		80	2
	3	金子 友之 (真政会)	3. 学校と地域との連携について 市立小中学校と地域の連携について、具体的な取り組みを伺う 5. スポーツ基本法への対応について スポーツ基本法を踏まえた、本市のスポーツ推進並びに、取り組みについて伺う。	指導課 生涯スポーツ課	60	2
	4	布施 孝一 (公明党)	2. 子どもの読書活動推進計画について (1)現計画の総括と次期計画策定の進捗状況について 3. 学校施設の地域開放について (1)現在の状況について	社会教育課 教育総務課	60	4
9月9日	5	田中 慶子 (公明党)	3. ICT教育について (1)学校教育におけるタブレットの活用について 今年度の取り組みの授業支援システムの導入について伺う。	総合教育センター	60	8
	6	寺川 貴隆 (環境みらい)	1. 文化財の保存と活用について 文化財保存活用地域計画の策定について伺う。	社会教育課	70	9
	7	丸山 秀雄 (公明党)	該当なし		60	13
	8	金井 宏志 (公明党)	1. 学校体育館のエアコン設置 (1)進捗状況と利用開始時期について 現在の工事の進捗状況と運用開始後の取り扱いについて伺う。 3. 特別支援教育 (1)現状と次年度に向けた見通しについて 特別支援学級・通級指導教室数とそこで指導を受けている児童生徒数について伺う。 また、特別支援教育の充実に向けた次年度の見通しについて伺う。	教育総務課 指導課	60	13
9月10日	9	高橋 正明 (元氣な習志野をつくる会)	該当なし		60	
	10	鴨 哲登志 (民意と歩む会)	該当なし		60	
	11	市角 雄幸 (環境みらい)	該当なし		70	
	12	平川 博文 (都市政策研究会)	1. 宮本泰介市長&荒木勇前市長の人事権を考える。懲役1年執行猶予3年の市役所公務員が普通退職している。懲戒免職処分ではない、なぜなのか。令和7年4月22日に懲戒免職処分になった市役所公務員がいる。どんな理由なのか。処分までの手続きを知りたい。 Q5 令和7年4月22日付で市役所公務員が懲戒免職処分となっている。県内の18歳未満の被害者1名に対して、不適切な行為を行った。令和7年4月17日に、小熊教育長、三角学校教育部長、上原生涯学習部長、渡辺学校教育部長で構成する4名の習志野市教育委員会人事審査会において審議。4月21日に開催した令和7年習志野市教育委員会第1回臨時会の議決により、教育委員会公務員の懲戒免職処分を決定している。教育委員会臨時会の出席者は、だれか。この事件に関する記者会見、被害者からの刑事告発などはなされているのか。 Q6 9月6日土曜日の読売新聞によると、第三者による再調査委員会の後藤弘子千葉大副学長は、習志野市で5年前におきた女子児童に対するいじめが、長期間続いていたことが報じられている。この間、小学校や教育委員会が具体的な対応をしていないと断じている。どんな処分がなされてきたのか。このいじめ事件は、市議会に今までどう報告されてきたのか、いじめ事件の時系列の経過をしりたい。	教育総務課 指導課 学務課	80	16

定例会一般質問一覧表

教育委員会

9月11日	13	大宮 こうた (明日の習志野)	3. 子どもにやさしい街について (1)憲法の定める「義務教育の無償」原則の真の実現 ①学校指定品の必要性、価格の妥当性 市立中学校への入学時に学校が指定する制服、体操服、上履き等の指定品は効果・コスト両面から必要不可欠なものか、必要とする用品は妥当な価格で指定されているのか、現状認識を伺う。	学務課	80	16
	14	谷岡 隆 (日本共産党)	1. 習志野市の平和教育と平和事業のさらなる発展を願う (1)習志野市の地域でも、戦争末期に空襲があり、徴兵された兵士の多くが戦死している。また、軍郷習志野と呼ばれ、習志野騎兵連隊や津田沼鉄道連隊はアジア各地の侵略戦争へ送り出され、陸軍習志野学校は毒ガス使用の研究訓練をしていた。関東大震災では、習志野騎兵連隊が東京で亀戸事件などの虐殺を行い、陸軍習志野支那人収容所の周辺地域でも朝鮮人が虐殺された。核兵器廃絶と合わせて、戦争の被害と加害の両面から歴史に向き合う郷土史研究と平和教育が必要ではないか。教育長の見解を伺う。 2. 学校の安全配慮義務を徹底し、子どもの権利と安全を守る取組を (1)習志野市初の「いじめ重大事態に関する再調査報告書」が公表された。当初の調査報告に対し、保護者から提出された所見、市議会で指摘された問題点(会議録・資料の不在など)の多くが妥当であったことが明らかになった。保護者からの訴え、市議会での指摘を否定し続けた教育委員会の事なかれ主義や隠蔽体質をどのように改善していくのか。 (2)いじめ被害などの人権侵害の相談、いじめ重大事態への対処、教員の児童生徒性暴力への対処などを学校現場に周知徹底し、各小中学校のホームページでも分かりやすいところに掲載することを求める。	指導課 社会教育課 指導課 学務課 指導課	80	17
	15	荒原 ちえみ (日本共産党)	1. 不登校児童・生徒が学びやすい環境づくりを (1)不登校児童・生徒の現状について 不登校児童・生徒が増えている理由として、コロナによる影響以外の他の要因について伺う。 (2)校内教育支援センターを全校に設置し居場所づくりの充実を求める 校内教育支援センターは、2025年度現在、全中学校と小学校16校中12校が設置されている。残り4校への設置を求めることについて伺う。 (3)過ごしやすく学びやすい「学びの多様化学校」の進捗状況について 学びの多様化学校の進捗状況と現状について伺う。 (4)児童・生徒と向き合う教職員の健康管理(体と心)について 習志野市の教職員の健康管理の実態について伺う。 6. 準要保護制度を必要な家庭が利用できるよう改善を求める (1)準要保護制度の案内方法の改善を求める 市民が受けやすいお知らせの仕方の改善を求めることについて伺う。 7. 国の学校給食費無償化の動向と本市の学校給食費無償化について	指導課 指導課 指導課 保健体育安全課 学務課 保健体育安全課	80	20
	16	関根 洋幸 (元氣な習志野をつくる会)	該当なし		60	

定例会一般質問一覧表

教育委員会

9月12日	17	三代川 雄哉 (真政会)	3. 学校教育について (1)水泳授業における民間プールの活用について (2)タブレット端末の活用について (3)中学校部活動の地域展開について 進捗状況について伺う。	教育総務課 総合教育センター 保健体育安全課 指導課	60	22
	18	入沢 としゆき (日本共産党)	4.「過大規模」の鷺沼小学校建設について 文部科学省は「きめ細やかな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい」などと大規模校の課題を挙げ、過大規模校については速やかに解消を図るように設置者に促している。1500名の大規模小学校計画の見直しを求めるが、いかがか。	教育総務課	80	24
	19	佐藤 まり (市民の会)	該当なし		70	
	20	木村 孝 (民意と歩む会)	4. 学校教育の充実 (1)学校図書館司書について 学校図書館司書はどのように子供と接しているのか伺う (2)学校における、いじめの現状と対応 過去3年分のいじめの認知件数の推移と対応策について伺う (3)体育館エアコンの設置について 小・中・高の各学校のエアコン設置の進捗状況と工事費の財源について	指導課 指導課 学務課 習志野高校 教育総務課	60	25
9月16日	21	佐野 正人 (民意と歩む会)	該当なし		60	
	22	佐々木 秀一 (真政会)	4. スポーツ施設について スポーツ施設の防風・防球対策について伺う。	生涯スポーツ課	60	28

【教育委員会】令和7年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	1	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. 教育問題について (1) 不登校及びいじめ対策について 市内の小中学校における不登校及びいじめについての現状を伺う	本市における、不登校児童生徒については、毎月各小中学校から提出される、長期欠席児童生徒状況報告にて把握している。今年度、7月末現在の不登校児童生徒数は、小学校が130名、中学校が205名となっている。不登校の理由は多岐にわたっているが、学校が保護者に対し、電話連絡や家庭訪問の際に不登校の要因として、いじめが起因していないかあわせて確認している。続いて、いじめ事案については、各小中学校で学期ごとに行われているいじめアンケートを通じて把握している。令和7年度1学期のいじめの認知件数は、小学校1千89件、中学校47件となっている。アンケートが回収できなかった児童生徒については、保護者に対し、各学校が個別に電話連絡及び家庭訪問を行い、いじめがないことを確認しており、最終的にアンケートの未回収については、小学校2名、中学校2名となっている。いずれの保護者に対してもアプローチを行ったが、保護者の意向により回答が得られていない状況であることから、その背景にいじめが潜んでいないか注視し、学校が保護者と継続的に連絡を取っているところである。それでも回収できないものに関しては、必要に応じて、教育委員会から直接保護者と連絡を取り、確認するよう努める。いじめの対策としては、今般の市のいじめ問題再調査委員会における報告書で教育委員会の問題点が厳しく指摘されている。このことに対して深くお詫びを申し上げるとともに、教育委員会の組織体制を整え、学校に適切な指導助言を行い、児童生徒や保護者がいじめを訴えた場合に、学校がその声に丁寧に寄り添い、法に則った迅速な対応ができるようにするため、専門家の講師による、法制度に関する研修の実施など、再発防止に向けての取り組みを始めている。	再発防止に向けた取り組みを継続していく。	済
R7/3	1	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問1	令和6年度3学期のいじめアンケートの未回収児童生徒へのアプローチした結果を伺う。	令和6年度3学期のいじめアンケートの未回収児童生徒へのアプローチとしては、学校が保護者へ電話連絡又は家庭訪問を行った。その結果、接触ができた保護者にはいじめがないことを確認している。しかしながら、接触を試みたものの、回答が得られていない保護者は、小学校12名、中学校10名おり、保護者の意向により、聞き取りができていない状況となっている。	-	-
R7/3	1	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問2	学びの多様化学校の現状を伺う	本年4月に開室した「学びの多様化学校袖ヶ浦西小学校分教室」は、小学生の不登校児童へ学びを保障するために特別な教育課程により学習を充実させている。令和7年4月に開室し、現在は9名の児童が在籍しており、概ね登校できている状況。このように、多岐にわたる取組を行い、不登校児童生徒の居場所づくりに努めている。	-	-
R7/3	1	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問3	学びの多様化学校の利用を児童や保護者にどのように周知していくのか伺う。	学びの多様化学校の概要や申請手続き等については、市ホームページに掲載するとともに、保護者への連絡メールを利用して案内を送信するとともに、連絡メールに登録していない保護者については、案内文書を配布し、周知をしている。今後は、9月15日号の広報ならしにも学びの多様化学校についての記事を掲載する予定である。	引き続き周知していく。	済
R7/3	1	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問4	全体的不登校児童生徒の人数のうち、不登校で校内教育支援センターを利用している人数とその割合及び効果について	校内教育支援センターを利用している不登校の児童生徒の人数は、令和4年度は、小学生が23名で全体的不登校児童149名のうち15%、中学生が34名で、全体的不登校生徒221名のうち15%、令和5年度は、小学生が34名で全体的不登校児童226名のうち15%、中学生が48名で、全体的不登校生徒273名のうち18%、令和6年度は、小学生が42名で全体的不登校児童220名のうち19%、中学生が43名で、全体的不登校生徒280名のうち15%、となっている。校内教育支援センターがあることにより、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる場となっている。また、定期的に教職員と教育相談員が連携して保護者との面談や電話連絡をすることで、児童生徒の状況を確認するとともに、保護者の悩みに丁寧に寄り添うことができている。	-	-
R7/3	1	中央重則	環境みらい	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		再質問5	全体的不登校児童生徒の人数のうち、不登校でフレンドあいあいを利用している人数とその割合及び効果について伺う。	様々な理由で学校に行くことが難しい児童生徒が通うことのできる教室として「フレンドあいあい」を開室している。利用している不登校の児童生徒の人数は、令和4年度は、小学生が16名で全体的不登校児童149名のうち11%、中学生が11名で全体的不登校生徒221名のうち5%、令和5年度は、小学生が17名で不登校児童226名のうち8%、中学生が17名不登校生徒273名のうち6%、令和6年度は、小学生が13名で不登校児童220名のうち6%、中学生が13名で不登校生徒280名のうち5%、となっている。「フレンドあいあい」は、学校以外の学習の場としてだけではなく、異学年との交流や社会性を身につけることのできる、児童生徒の居場所となっている。学校には行けないものの、「フレンドあいあい」に毎日通うことができるようになった児童生徒もいる。今後も不登校児童生徒にとって居場所の一つとして選択できるよう運営していく。	今後も不登校児童生徒にとって居場所の一つとして選択できるよう運営していく。	済

【教育委員会】令和7年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	3	金子 友之	真政会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問1	町会や自治体主催の地域行事について、各町会等が小中学生のボランティアを募集しやすくなるような取組について伺う。	地域行事への児童生徒のボランティアの募集については、すべての市立小・中・高等学校に設置している学校運営協議会や各地域で行われているまちづくり会議などの場において、取り上げることが可能であると考えている。児童生徒のボランティア参加等の御依頼については、当該学校の管理職に御相談いただくことが適切であると考えているが、必要であれば教育委員会にも遠慮なく御相談をいただきたい。なお、本年8月に開催した校長会議及び教頭会議において、学校に地域行事等へのボランティア協力を相談できることについて、管理職がまちづくり会議や学校運営協議会の場でお伝えするよう、周知したところである。	-	-
R7/3	3	金子 友之	真政会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			要望	ボランティアに参加した際には、まちづくり参画証というものがあるということを教員から伝えてほしい。	-	学校運営協議会担当者会議において、各学校の管理職に周知を依頼していく。	未
R7/3	3	金子 友之	真政会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問2	小中学校の敷地を利用して夏祭り等のイベントを行う場合の敷地利用に関するルールを伺う。	校庭を含む学校施設のイベント等での利用については、「習志野市立学校施設の目的外使用に関する規則」に定められている。この規則において、校長が、学校教育及び施設管理上支障がなく、かつ、必要があると認めた場合に、校庭を含む学校施設の使用を許可するものとしている。そのため、校庭の使用を希望される場合は、まず当該校の校長をはじめ教職員と事前に協議していただくことが必要となる。適切な使用が可能かどうかを確認し、最終的に校長による判断のもと、使用の許可をしているところである。	-	-
R7/3	3	金子 友之	真政会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			要望	地域ボランティアについて相談を受ける体制を整えていただきたい。	-	丁寧に対応を進めていく。	済
R7/3	3	金子 友之	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	5			本答弁	5. スポーツ基本法への対応について スポーツ基本法を踏まえた、本市のスポーツ推進並びに、取り組みについて伺う。	スポーツ基本法は、スポーツに関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めている。なお、スポーツを取り巻く社会環境の変化により、スポーツの価値や社会的役割の重要性もより一層高まる中、当該法律は、本年6月に一部改正され、今後、施行・運用となる。現行法では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定している。また、地方スポーツ推進計画として、「地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。」としている。これらを踏まえた本市におけるスポーツの推進については、令和7年度までを計画期間とする「習志野市スポーツ推進計画」において、目指す将来像として「生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現とスポーツによるまちの活性化」を掲げ、施策の柱として「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「支える」スポーツの3つを位置づけ、45事業に取り組んでいる。本計画では、単にスポーツを実践するだけではなく、その機会の創出、多くの方が参加する、あるいは、観て楽しむイベント等の開催や支援、地元トップチーム・アスリートと地域との交流、スポーツ情報の発信などを通じ、地域のにぎわいや活性化においてもスポーツの推進が、その一つの要素として寄与するものと捉えている。なお、現在、令和8年度からスタートする次期計画を策定中であり、現行計画の課題を踏まえつつ、スポーツを通じた「ウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化」を目指した取組を検討していく。	現在、令和8年度からスタートする次期計画を策定中であり、現行計画の課題を踏まえつつ、スポーツを通じた「ウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化」を目指した取組を検討していく。	済
R7/3	3	金子 友之	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	5			再質問1	今回の改正により、第12条第3項「国及び地方公共団体は、～中略～ 関係者との連携により、まちづくりとの一体的な推進を図り、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進等を通じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努めるものとする。」が追加されたとの認識です。努力義務ではありますが、この条文に対する取組について伺います。	今回改正事項のうち、第12条第3項に対する、現状の具体的な取り組みとしては、気軽に誰でも参加できる、歩け歩け大会、ニュースポーツフェスティバルといったスポーツ奨励大会の開催や、市民スポーツ指導員の活動として、スポーツの普及の他、地域イベントへ参加するなどし、地域と一体的な活動を行っている。地域経済の活性化の観点からだと、オービックシーガルズのホームゲーム及びイベントにおいては、屋台やキッチンカーの出店などにより事業を盛り上げている。また、秋津サッカー場の人工芝化により、多くの市民が気軽に多様なスポーツイベントを楽しむなど、スポーツに親しむ機会が提供でき、秋津サッカー場を知ってもらい、利用してもらうことで、交流を増やし地域のにぎわいも増え、活力ある地域社会の形成に寄与する一例になることを目指したい。今後、国では、改正法に基づき、次期スポーツ計画の策定をはじめとして、スポーツに関する施策の一層の推進を図っていく予定である。本市としても、法改正並びに国の次期スポーツ計画の内容を踏まえ、本市のスポーツ推進にあたりたい。	法改正並びに国の次期スポーツ計画の内容を踏まえ、本市のスポーツ推進にあたる。	済

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	3	金子 友之	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	5			要望	新たな条文にある「まちづくりとの一体的な推進を図り、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進等を通じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努める」という部分については、既に歩け歩け大会、ニュースポーツフェスティバル等といったスポーツ奨励大会の開催や、市民スポーツ指導員の活動、オービックシーガルズのホームゲーム及びイベントにおける、屋台やキッチンカーの出店などによって賑わいの創出が図られている。今後も様々なアップデートを繰り返して、引き続き行っていただきたいところであるが、さらには秋津サッカー場の人工芝化によって市民の方々が多様なスポーツに親しんでもらえるようにすると、このスポーツ基本法の新たな条文では、「スポーツ施設の整備及び活用に当たっては、(中略)総合的かつ複合的な整備(中略)により、(中略)地域内外の交流の促進等を通じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努めるものとする。」とあって、その他にも「地方公共団体は、幼児、児童、生徒、学生がその発達段階に応じて学校の内外を問わず継続的に多様なスポーツに親しむ機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」や、「地方公共団体は、多様な需要に応じてスポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、地域経済の活性化を図るため、スポーツを楽しむ機会等に関連する良質かつ付加価値の高いサービスの提供に必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」といった条文が新たに規定されている。人工芝化された秋津サッカー場は、多様なスポーツに親しむにはうってつけの施設となるはずである。様々な年代の多くの方々が多様なスポーツに触れ合う機会を多く設けて、活力ある地域社会の形成に繋げていただきたい事を要望する。	-	秋津サッカー場の人工芝化によって、多くの市民が年間を通して気軽に多様なスポーツやイベントを楽しむなど、スポーツに親しむ機会を提供できるよう検討していく。	済
R7/3	3	金子 友之	真政会	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	5			再質問2	部活動指導員の配置に関する助成を受けて指導員が配置されているのか伺う	千葉県が実施している「部活動指導員の配置に関する助成」については、本市の指導員配置の要件が実態と合致しないため、活用していない。しかし、同じく県の「令和7年度千葉県地域クラブ活動体制整備事業」実証事業を活用して、指導員の配置を含めた民間委託の実証を行い中学校における休日の部活動の地域展開を進めている。本年度の事業費1千140万970円のうち871万5,670円をこの事業で確保した。	-	-
R7/3	3	金子 友之	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	5			要望	今回のスポーツ基本法の改正によって、スポーツの果たす役割について追加がある。従来スポーツを「する」「見る」「支える」に加えて、スポーツを通して「集まる」「つながる」というのが加っている。スポーツ基本法の前文には「スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。」とある。本市におけるスポーツ行政に、スポーツを通して「集まる」「つながる」という新たなキーワードを加えて、スポーツは地域課題を解決する手段の一つであると捉えて推進していただきたい。	-	次期「習志野市スポーツ推進計画」の基本方針に組み込んでいる。	済
R7/3	4	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(1)		本答弁	2. 子どもの読書活動推進計画について (1) 現計画の総括と次期計画策定の進捗状況について	習志野市子どもの読書活動推進計画は、令和元年度から令和7年度までの7年間を計画期間として、「全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり」を基本目標とし、子どもの発達段階に応じた取り組み等、77の事業を位置付けるとともに、6項目の数値目標を設定し、これらの指標の達成状況を進捗の目安としてきた。現行計画で取り組んだ77事業は、おおむね予定通りに遂行されたが、令和6年度に実施したアンケート調査によって把握した全6指標の達成状況について、計画策定時点より上昇した指標もあったものの、達成できたのは、学校図書館や地域の図書館を月1回以上利用する子どもの割合の1指標のみであった。指標の推移を分析した結果、次の3点が課題であると考えている。1点目は、学年が上がるにつれて読書離れがすすむことについて、読書が好きな児童生徒の割合は、計画策定時より増加が見られる一方で、学年が上がるにつれてその割合は減少する傾向にあること。2点目は、学校図書館の利用頻度についても、学年が上がるにつれて減少する傾向にあること。3点目は、未就学児の読書活動について、未就学児に読み聞かせを行っている保護者の割合は低下している傾向にあり、本が好きな保護者自体も減少していること。これらの課題を踏まえて、現在、次期計画の策定を進めているところである。進捗状況としては、本年2月に開催した令和6年度第3回社会教育委員会において、計画策定について教育委員会から諮問をし、基本目標や基本方針などについて、ご協議いただいた。6月の令和7年度第1回社会教育委員会では、具体的な取り組み内容案を協議し、8月の第2回社会教育委員会においては、全体の計画案について答申に向けてご協議いただいた。今後の策定スケジュールとしては、9月の教育委員会にて社会教育委員からの答申を報告したのち、11月15日からパブリックコメントを行い、パブリックコメントによる意見等を踏まえ、最終案を作成し、来年3月に開催する教育委員会会議において計画を決定する予定としている。	今後の策定スケジュールとしては、教育委員会会議にて社会教育委員からの答申を報告したのち、パブリックコメントによる意見等を踏まえ、最終案を作成する。	済

【教育委員会】令和7年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	4	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(1)		再質問1	現計画の成果について伺う。	現計画では、先程、教育長がお答えした、「全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり」を基本目標とし、4つの基本方針の下、77の事業に取り組んできた。事業実施の成果を基本方針ごとに説明する。基本方針1「子どもが読書に親しむ機会の提供と充実」においては、家庭、地域、学校、図書館など、生活のあらゆる場面で、子どもが本や物語に触れる機会を提供することを目的として、35の事業に取り組んでいる。各幼稚園、保育所、こども園、小学校等で、本の読み聞かせやおはなし会等を実施するなど、子どもが読書に親しむ多くの機会を提供した。基本方針2「地域や学校等における読書環境の充実」においては、公立図書館や学校図書館などの施設における電子図書を含めた資料の充実や学校図書館の効果的な運用などを実施し、あらゆる場所で子どもと読書を結びつけることができる環境の充実を目的とし、28の事業に取り組んでいる。計画的な図書館資料の購入や図書館の団体貸し出し、朝の読書用図書セットの活用等、学校と図書館の連携など、子どもの読書環境の充実を図った。基本方針3「子どもの読書活動への理解や関心の普及」においては、家庭、地域、学校、図書館など、あらゆる機会を通して、子どもの読書活動を推進することの意義や大切さの普及、啓発を行うため、11の事業に取り組んでいる。市内公民館において、育児や子育てについて学ぶ家庭教育学級などで、子どもの読書活動の大切さなどを学ぶ講座を実施したほか、学校・園では、授業やカリキュラムの中で、子どもの成長に合わせた読書指導を行うなど、保護者や子ども自身に対し、読書活動の重要性を啓発している。基本方針4「読書活動の推進体制の整備」においては、本計画の進捗管理や各種事業を推進するための人材育成などを目的とし、3つの事業に取り組み、毎年度、各事業の実施状況を把握するとともに、市立図書館では、各学校の司書と情報交換を行い、連携強化を図るなど、適切な計画の推進に努めている。	-	-
R7/3	4	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(1)		再質問2	現計画の中で新規で実施された取り組みの成果について伺う。	現計画の中で新規事業として取り組んだ事業は、15事業である。このうちの主な事業5点について、説明する。1点目は、図書館の職員が小学校の児童に本の紹介や図書館の利用案内を行うブックトークの実施である。中央図書館では、休館日の図書館を小学校に活用していただき、児童に利用案内や施設の見学、自動貸出機の使い方体験などを行う事業を実施している。また、学校においてブックトークを行っている、学校おはなし会の団体に対し、資料を貸出し、ブックトークの支援を行っている。2点目は、子ども司書事業であり、中央図書館において、中学生を対象に、夏休みを利用して司書の仕事について学ぶジュニア司書講座を開催しており、令和7年度は14名の参加があった。なお、小学生については、4年生から6年生を対象に、貸出・返却・配架等の図書館業務を夏休み子ども1日図書館員として、体験してもらい、令和7年度は46名の参加があった。3点目は、中高生の図書館事業への参加である。令和6年度、中央図書館では、ジュニア司書講座を受講した中学生が、中央図書館の子ども向けのイベント「わたしだけの雪だるまキャンドルを作ろう！」に、ボランティアとして参加した。また、東習志野図書館では、習志野高校で開催した出張読書会に参加した生徒によるおすすめ本の展示を図書館で行った。新習志野図書館では、津田沼高校の図書委員会におすすめ本の展示の作成を依頼し、図書館内での展示作業も生徒に行っていた。4点目は出前講座として、図書館の使い方の紹介である。保育所などに司書が出向き開催したおはなし会において、図書館の紹介を行った。5点目は、学習室を利用した、中高生の図書館利用の促進である。学習室のある中央図書館、及び新習志野図書館では、学習室の入口や室内に、中高生向けに購入した図書やティーンズ向けの図書をまとめた展示のお知らせを掲示するなどして、図書の貸し出しに結び付ける取り組みを行った。残りの10事業についても、おおむね計画通り実施している。	-	-
R7/3	4	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(1)		再質問3	次期計画の基本目標や基本方針について伺う。	習志野市の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるようになるためには、子どもが生活を過ごす家庭・学校・地域等でそれぞれの読書環境の整備を推進するという、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の主旨に基づき、そこにいる大人が子どもの読書活動への理解を深め、子ども一人ひとりの発達や読書経験に応じた取組を進めることが重要であるという認識のもと、前期計画に引き続き「全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり」を基本目標の案としている。基本方針の案としては、当該法律にて、国や県の計画を基本に市が策定に努めるとの規定に基づき、県が現在策定をすすめている次期千葉県こどもの読書活動推進計画案に準じ、次の2点としている。1点目は、社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進、2点目は、読書環境の整備と連携体制の構築である。	-	-

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	4	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(1)		再質問4	読書活動を推進する上での、文学講演会の開催について伺う。	図書館では、中学生以上の方を対象に、児童文学や絵本への親しみや造詣を深めていただくため、児童文学者や編集者、大学教授等を講師に迎え、文学講演会や文学講座を行っている。主なものとしては、令和3年度には、大学教授による「『赤毛のアン』を読み解く3つのキーワード」、令和4年度には、ちひろ美術館の学芸員による「いわさきちひろの絵と人生」、また、岩崎書店の編集者による「編集者が語る子どもの本ができるまで」をテーマに講演会を行った。令和5年度には、偕成社の編集者を講師に迎え「児童書編集者から学び、語りあう『本づくりの現場』とお気に入りの1冊」というテーマで公民館との共催講座を行った。令和6年度と7年度においては、中高校生を対象に、「楽しく挑戦！ショートショート書き方講座」と題し、現役のショートショート作家より中高生が直接指導を受ける講座を実施している。今後も引き続き、読書に興味を持っていたけりような講演会や講座を開催するよう努めていく。	今後も引き続き、読書に興味を持っていただけるような講演会や講座を開催するよう努めていく。	済
R7/3	4	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(1)		要望	著名な作家等を講師に招いた講演会の開催などを要望する。	-	読書に興味を持っていたけりような講演会や講座を開催するよう努めていく。	済
R7/3	4	布施 孝一	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. 学校施設の地域開放について (1) 現在の状況について	本市では、学校施設の地域開放について、学校教育及び施設管理上支障がなく、社会教育その他公共のために利用すると認められる場合に、使用を許可することができるものとしている。教育委員会としても、地域とともにある学校づくりを推進しているところであり、学校施設の地域開放もその一環として、現在、平日の夜間と土曜日、日曜日及び祝日に、グラウンドや体育館を地域へ開放している。一方で、児童生徒が在籍している時間帯については、児童生徒の安全確保を最優先とする必要があり、不特定多数の方が校内に立ち入ることには安全上の懸念がある。そこで、施設利用にあたっては、地域住民、保護者、校長などで構成する学校運営協議会において、協議いただいた上で、団体登録制とするなど、児童生徒の安全を確保した仕組みを検討しているところである。	児童生徒の安全を確保した仕組みを早期に構築する。	未
R7/3	4	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		再質問1	秋津コミュニティルームの現状について伺う	秋津コミュニティルームについては、秋津小学校の余裕教室を市民の交流の場、生涯学習の場として地域に提供することを目的に設置しており、主な活動としては、音楽関係のサークルや、こども食堂、子どもたちに地域住民の方が国語や算数を教える場、などに使用されている。令和6年度の利用状況としては、計757回、延べ9千801人が利用している。	-	-
R7/3	4	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		再質問2	地域学校協働活動とそのうち学校の校舎内で行っている活動について伺う。	地域学校協働活動とは、社会教育法第5条第2項に規定されており、学校と地域がパートナーとなり、地域住民、学生、保護者、民間企業、団体・機関等、幅広い地域住民の参画により、社会全体で未来を担う子どもたちを支え、地域を創生するために学校内外で行われる活動の総称である。本市では、地域学校協働活動を推進するため、令和5年度から、市内すべての公立小中学校に地域学校協働本部を設置した。地域学校協働本部は、幅広い層の地域住民、団体等と学校により組織している。様々な立場の方々による組織であることから、学校と地域住民との情報共有や活動の企画・調整、ボランティアの募集、地域住民への支援などを担う地域学校協働活動推進員を配置することにより、円滑な本部運営を行っている。地域学校協働本部が行う地域学校協働活動のうち、校舎内で実施した実績としては、書初め指導や家庭科のミシン学習の補助など学習活動への支援、お話会による読み聞かせ、図書室の蔵書点検、入学式や卒業式など学校行事の準備・片付け、校内清掃などの活動となる。	-	-
R7/3	4	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		再質問3	地域学校協働活動を進めていく上で、学校施設の地域開放は必要と考えるが見解を伺う。	地域学校協働活動では、先ほど答弁した活動の他に、登下校の見守り、花壇整備や校庭の除草作業などの環境整備、学校が飼育している動物の支援など、学校や地域の実情にあわせた様々な活動を展開していただいており、それぞれの活動は、学校内で円滑に実施している。なお、今後、本事業を一層充実するため、さらなる学校施設の利用が必要な場合は、学校と協議していきたいと考えている。	更なる活動の充実に向けて、学校と協議していく。	未
R7/3	4	布施 孝一	公明党	学校教育部	教育総務課	生涯学習について	3	(1)		要望	校舎の利用について、学校教育上支障がない場所はどこか、各学校で検討することが重要である。教育委員会主導で積極的な推進をしてほしい。	-	児童生徒の安全を確保した上で、発想を新たにして、時代に合った地域開放の仕組みを教育委員会主導で構築し、学校を地域コミュニティの核として、学校と地域社会が連携した学校づくりを一層進めていく。	未

【教育委員会】令和7年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	4	布施 孝一	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		再質問4	今後、建替えが予定されている大久保東小学校や鷺沼小学校の地域開放について、どのように検討されているのか伺う。	最初に、大久保東小学校の建替えについては、令和10年9月からの新校舎使用開始を目指すし、現在は、準備工事として、旧大久保東幼稚園の改修工事を行っているところである。新たな校舎における地域開放については、体育館及びグラウンドに加え、更なる地域開放を視野に入れ、校舎の外からも直接出入りが可能な大小の会議室を設けている。次に、鷺沼小学校の建替えについては、令和11年4月の新校舎使用開始を目指し、現在、設計作業を進めているところである。地域開放については、大久保東小学校と同様に、体育館とグラウンドのほか、体育館の1階部分には、地域開放エリアとして、利用動線を分け、会議室、家庭科室等の特別教室を配置するなど、より地域開放に配慮した計画となるような設計としている。	-	-
R7/3	4	布施 孝一	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		要望	鷺沼小学校については、地域に住んでいる方から図書館が狭いという声がある。近くだと大久保の中央図書館、南の方は新習志野図書館があるが、図書館が遠いという意見がある。1階に図書館が設置されると伺っているが、そういった声にも配慮できるような施設の検討を要望する。	-	児童生徒の安全を確保した上で、地域開放も考慮して設計に取り組んでいく。	未
R7/3	4	布施 孝一	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		再質問5	大久保東小学校については、建替えに向けて現在、旧大久保東幼稚園の改修を行っており、その後、放課後児童会や図書館などが入る予定となっているが、併せて、地域開放に向けた検討を要望するが如何か。	大久保東小学校の新校舎及び新体育館建設の準備工事として、図書室及び放課後児童会室として活用している建物と体育用具を保管している屋外倉庫などを令和8年2月から、解体・撤去する予定としている。それらの移転先として、現在、旧大久保東幼稚園の改修工事を行っている。旧大久保東幼稚園の1階部分にある保育室3室と職員室については、保育室3室は放課後児童会室として、職員室は、体育用具の保管場所として使用する予定である。また、旧幼稚園の2階部分にある保育室3室については、2室は図書室として、1室は放課後子供教室として使用する予定である。遊戯室については、学校での軽運動や放課後児童会、放課後子供教室におけるブレイルームとしての活用などを予定しているところである。このように、旧大久保東幼稚園の活用については、基本的に児童の利用を予定しているところであるが、学校や関係各課、学校運営協議会で協議を行う中で、使用しない時間帯での利用など、地域の方々の利用に向けた検討を進めていきたいと考えている。	学校や関係各課、学校運営協議会で協議を行う中で、学校が使用しない時間帯での利用など、地域の方々の利用に向けた検討を進めていく。	未
R7/3	4	布施 孝一	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		要望	部長答弁で使用しない時間帯とあった。例えば、放課後子供教室、放課後児童会は午前中に使用しないと思うので、午前中に地域の方が使えるように検討してほしい。	-	学校や関係各課、学校運営協議会で協議を行う中で、学校が使用しない時間帯での利用など、地域の方々の利用に向けた検討を進めていく。	未
R7/3	4	布施 孝一	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		再質問6	今後の学校施設の地域開放について、総括的に教育長の見解を伺う。	【教育長答弁】 現在、そして今後の学校運営を考えると、学校教育、生涯学習及び地域活動の連携・協働による「地域とともにある学校づくり」が必要不可欠である。「地域とともにある学校づくり」を更に発展すべく、近年は、学校運営協議会、地域学校協働本部などの仕組みが構築されているが、学校施設の地域開放は、長い歴史を経て、築き上げられてきた礎をなす取り組みである。本定例会に提案されている習志野市基本構想においては、本市の将来都市像として、「多彩で豊かな交流が広がるまち習志野」を掲げており、「地域とともにある学校づくり」は、学校と保護者、地域の方が児童生徒の健やかな成長を共に願ひ合い、共に連携・協働する中で、豊かな教育活動、地域活動を展開するものであり、まさに、人と人が集い、つながり、地域社会の活性化を図っていくまちづくりそのものであると考えている。児童生徒の安全を確保した上で、例えば地域の防災訓練、祭り、会議なども含め、発想を新たにしてい、時代に合った地域開放の仕組みを構築し、学校を地域コミュニティの核として、学校と地域社会が連携した学校づくりを一層進めていく。また、学校の地域開放について、課題等がある場合は、遠慮なく教育委員会に相談いただければと思う。	児童生徒の安全を確保した上で、発想を新たにしてい、時代に合った地域開放の仕組みを構築し、学校を地域コミュニティの核として、学校と地域社会が連携した学校づくりを一層進めていく。	未
R7/3	4	布施 孝一	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		要望	学校の地域開放については、教育委員会主導のもと進めてほしい。	-	児童生徒の安全を確保した上で、時代に合った地域開放の仕組みを教育委員会主導で構築していく。	未

【教育委員会】令和7年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	22	佐々木 秀一	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	4			要望	フットサルコート側には防風林があるが、テニスコート側には防風林がほとんどなく、かつ防砂ネットがない。かつ風が強いところだと何か対策が必要だと考える。例えば防砂ネットを張って上げ下ろしをしたり、既存のフェンスでは危険性があるのであれば筋交いをつけるとか、ある程度の対応はできると思う。一度試験的でもいいので、試していただきたい。	-	今後も動向を注視していく。	済
R7/3	22	佐々木 秀一	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	4			再質問2	茜浜パークゴルフ場は枯れた松を伐採しているが、防風対策について伺う。	茜浜パークゴルフ場は東京湾に面した茜浜緑地内にあり、潮風を感じながらプレーができるパークゴルフ場。また、コースは多くの木々の中に配置することで海風を防いでいるが、この木々の中の「松」が、近年「松くい虫」による松枯れ被害にあっている。松を枯らす原因の「松くい虫」とは「線虫」という微小生物で、カミキリムシに寄生しており、被害を広げている。症状としては樹木の先端から枯れはじめ、一気に木全体に広がるものである。被害の拡大を防止するには、カミキリムシが羽化する春までに枯れた松を伐採処分することが必要となる。なお、松を伐採することで茜浜パークゴルフ場の防風能力は落ちるが、それを補う手法として松以外の多くの樹木の生育、既に設置されている護岸緑道沿いの防砂ネット等によって、対策を講じている。	-	-
R7/3	22	佐々木 秀一	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	4			要望	松は病気になりやすいと思うので、常陽樹を使うなど、枯れにくい防風林を芝園テニスコートにも使用する等、何らかの対策をとっていただきたい。	-	今後も動向を注視していく。	済

議 案 第 33 号

令和7年度末及び令和8年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の
制定について

令和7年度末及び令和8年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針を別記のとおり制定する。

令和7年10月22日提出

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

令和7年度末及び令和8年度習志野市立幼稚園教職員人事異動を適正円滑に実施するため、本市教育委員会として異動方針を定めるものである。

令和7年度末及び令和8年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針

習志野市教育委員会

令和7年度末及び令和8年度における習志野市立幼稚園の教職員の人事異動は、本市幼児教育の振興を図り幼稚園教職員組織の充実強化を期するため、次の方針によって行なう。

第1 一般方針

- 1 教育効果を高め、調和的かつ効率的な幼稚園運営が行なわれるように、適材適所の人事を推進し、教職員構成の適正化に努める。
- 2 本市教育の進展に資する人材の育成を意図した人事を推進する。
- 3 組織的・機動的な体制づくりを推進し、働き方改革を核とする幼稚園運営の充実・適正を図るため、組織マネジメント力等を有する適任者を管理職等へ積極的に登用及び配置する。
- 4 市立幼稚園とこども園及び保育所間の異動を積極的に行い、様々な経験を積むことができる環境とする。

第2 実施事項

- 1 管理職については、幼稚園の教育体制を強化するため、勤務の実績等を検討し、適正配置に努める。
- 2 次の者については、積極的に配置換えを行なう。
 - (1) 同一の幼稚園に原則として5年以上勤務する者
 - (2) 勤務実績を検討し、配置換えを必要とする者
- 3 同一の幼稚園勤務年数が2年未満の者については、原則として配置換えは行なわない。
- 4 園長の具申及び個人の希望をできるだけ尊重するとともに、全市的視野にたって十分検討し、適正な配置に努める。
- 5 欠員等が生じた場合には、速やかに代替教員を確保するように努める。
- 6 管理監督職勤務上限年齢制に該当する者のうち、公務の運営に著しい支障が生ずることがあると任命権者が認めるとき、当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

習志野市立幼稚園教職員人事異動方針新旧対照表

改正後〈令和 7 年度末及び令和 8 年度〉（案）	現行〈令和 6 年度末及び令和 7 年度〉
令和<u>7</u>年度末及び令和<u>8</u>年度習志野市立幼稚園教職員人事方針 習志野市教育委員会 令和<u>7</u>年度末及び令和<u>8</u>年度における習志野市立幼稚園の教職員の人事異動は、本市幼児教育の振興を図り幼稚園教職員組織の充実強化を期するため、次の方針によって行なう。 第1 一般方針 略 第2 実施事項 略	令和<u>6</u>年度末及び令和<u>7</u>年度習志野市立幼稚園教職員人事方針 習志野市教育委員会 令和<u>6</u>年度末及び令和<u>7</u>年度における習志野市立幼稚園の教職員の人事異動は、本市幼児教育の振興を図り幼稚園教職員組織の充実強化を期するため、次の方針によって行なう。 第1 一般方針 略 第2 実施事項 略

議 案 第 34 号

令和7年度末及び令和8年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事
異動方針の制定について

令和7年度末及び令和8年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針
を別記のように制定する。

令和7年10月22日提出

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

令和7年度末及び令和8年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動を適
正円滑に実施するため、千葉県教育委員会の異動方針に基づき、本市教育委員会と
して異動方針を定めるものである。

令和7年度末及び令和8年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針

習志野市教育委員会

令和7年度末及び令和8年度における習志野市立小学校及び中学校教職員の人事異動は、千葉県教育委員会の方針に基づき、本市の教職員構成の実態と特質を踏まえて実施し、学校組織の充実強化を期するため、次の方針によって行う。

第1 一般方針

- 1 各学校において、教育効果が高まり、調和的かつ効率的な学校運営が行われるよう、適材適所の人事を推進し、職員構成の適正化に努める。
- 2 「千葉県・千葉市教員等育成指標」を踏まえ、本市教育の進展に資する人材の育成を意図した人事を推進する。
- 3 千葉県教育委員会の推進する広域人事交流を積極的に推進する。
- 4 組織的・機動的な体制づくりを推進し、働き方改革を核とする学校運営の充実・適正化を図るため、組織マネジメント力等を有する適任者を管理職等へ積極的に登用及び配置する。
- 5 障がいのある職員については、障害の特性に十分に配慮しながら積極的な配置に努める。

第2 実施要項

1 適正配置について

- (1) 開かれた学校づくりや異校種間の連携を推進するため、異校種交流を含めた適正配置に努める。
- (2) 全ての職員の特別支援教育に関する理解を深め、専門性を向上させるため、特別支援教育を担う人材育成を意図した人事配置を推進する。
- (3) 次の者については、強力的に配置換えを行う。
 - ア 同一の学校に永年勤続する者
 - イ 学校の配当定数、教科担当者数の調整上必要のある者
 - ウ 勤務実績を検討し、配置換えを必要とする者
- (4) 職員としての適格性に乏しく、勤務実績の上がない者等勤務に支障のある者については、降任又は退職を求める。

2 広域人事について

- (1) 本市教職員構成の現状に立って、広域人事交流を積極的に進める。
- (2) 上記の異動は、他の人事異動及び新規採用に優先してこれを行う。

3 管理職等への登用及び降任について

- (1) 管理職については、特に責任感と管理能力、識見、勤務実績等をより一層重視して、人格、力量ともに優れた人材の登用に努める。
- (2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）に該当する者のうち、管理職として豊富な経験や優れた組織マネジメント力等を有する適任者を、管理職に特例で任用する。
- (3) 管理職の希望による降任を認める。

4 人事の更新について

千葉県教育委員会の方針に従って実施する。

5 主幹教諭への登用等について

- (1) 教諭等としての経験、識見、勤務実績等を踏まえて、適任者の登用に努める。
- (2) 主幹教諭の希望による降任を認める。

6 新規採用について

- (1) 教職員の新規採用にあたっては、優れた教員の確保に努める。
- (2) 学校規模、教職員構成の実態を考慮して質的均等配置に努める。

7 校長の意見具申及び個人の希望について

校長の意見具申及び個人の希望については、本市教育の向上及び、各学校間の質的均等配置を考慮したうえで、それを尊重する。

8 幹部職員について

幹部職員については、本市の教育現状を踏まえて、年齢・性別等にとらわれず適材適所の配置換えを積極的に推進する。

9 教育委員会事務局との交流について

千葉県教育庁、習志野市教育委員会事務局及び、学校以外の教育関係機関等との人事交流を推進する。

10 代替教員の確保について

出産休暇者、育児休業者、療養休暇者、看護休暇者等の代替教員は、日常の教育活動に支障をきたさないようその確保に努める。

11 再任用について

- (1) 千葉県教育委員会「職員の定年等に関する条例」の定めるところにより、意欲と能力のある人材を再任用する。
- (2) 管理職としての豊富な経験や、優れた組織マネジメント力等を有する適任者を、管理職に再任用する。
- (3) 配置については、学校及び地域の実情等を踏まえて、計画的に行う。

12 その他

本要項の運用については、必要に応じて教育委員会が別に定める。

令和 7 年度末及び令和 8 年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の変更点

令和 7 年度末及び令和 8 年度	令和 6 年度末及び令和 7 年度
令和 <u>7</u> 年度末及び令和 <u>8</u> 年度における習志野市立小学校<u>及び中学校</u>教職員の人事異動は、千葉県教育委員会の方針に基づき、本市の教職員構成の実態と特質を踏まえて実施し、学校組織の充実強化を期するため、次の方針によって行う。 (以下略) 第 1 一般方針 1 ～ 6 (略) 第 2 実施要項 1 適正配置について (1) (略) (2) <u>すべての職員の</u> (3) ～ (6) (略) 2 ～ 6 (略)	令和 <u>6</u> 年度末及び令和 <u>7</u> 度における習志野市立小学校、<u>中学校</u>教職員の人事異動は、千葉県教育委員会の方針に基づき、本市の教職員構成の実態と特質を踏まえて実施し、学校組織の充実強化を期するため、次の方針によって行う。 (以下略) 第 1 一般方針 1 ～ 6 (略) 第 2 実施要項 1 適正配置について (1) (略) (2) <u>すべての職員が、</u> (3) ～ (6) (略) 2 ～ 6 (略)

議 案 第 35 号

令和7年度末及び令和8年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針 の制定について

令和7年度末及び令和8年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針を別記のよ
うに制定する。

令和7年10月22日提出

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

令和7年度末及び令和8年度習志野市立高等学校教職員人事異動を適正円滑に
実施するため、千葉県教育委員会の異動方針に準じ、本市教育委員会として異動方針
を定めるものである。

令和 7 年度末及び令和 8 年度習志野市立習志野高等学校教職員人事異動方針の変更点

令和 7 年度末及び令和 8 年度	令和 6 年度末及び令和 7 年度
令和 <u>7</u> 年度末及び令和 <u>8</u> 年度における習志野市立小学校<u>及び中学校</u>教職員の人事異動は、千葉県教育委員会の方針に基づき、本市の教職員構成の実態と特質を踏まえて実施し、学校組織の充実強化を期するため、次の方針によって行う。 (以下略) 第 1 一般方針 1 ～ 6 (略) 第 2 実施要項 1 適正配置について (1) (略) (2) <u>すべての職員の</u> (3) ～ (6) (略) 2 ～ 6 (略)	令和 <u>6</u> 年度末及び令和 <u>7</u> 度における習志野市立小学校、<u>中学校</u>教職員の人事異動は、千葉県教育委員会の方針に基づき、本市の教職員構成の実態と特質を踏まえて実施し、学校組織の充実強化を期するため、次の方針によって行う。 (以下略) 第 1 一般方針 1 ～ 6 (略) 第 2 実施要項 1 適正配置について (1) (略) (2) <u>すべての職員が、</u> (3) ～ (6) (略) 2 ～ 6 (略)

協 議 第 1 号

習志野市教育振興基本計画（パブリックコメント案）について

習志野市教育振興基本計画について、別紙のとおり協議する。

令和7年10月22日協議

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

習志野市教育振興基本計画 (パブリックコメント案)



Narashino Basic Plan for the Promotion of Education



令和7年10月22日(水) 第10回定例教育委員会会議
学校教育部教育総務課

素案からの変更

- 1 理念の変更
- 2 指標の追加

素案からの変更

1 理念の変更

(変更前)

主体的に学び
未来を創るともに理解し合い
習志野の人づくり

(変更後)

主体的に学び
未来を創る理解し合い
習志野の人づくり

3

素案からの変更

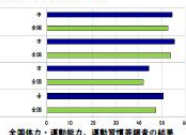
2 指標の追加

目標3 健やかな体の育成

児童生徒が生徒にわたり運動・スポーツに親しむ機会を創出することを目指す。体育授業の質を高めるとともに、日常的な運動習慣の定着を図ります。体力低下傾向や運動不足が課題である現状を踏まえ、家庭と連携しながら運動機会の創出や生活習慣の改善を図ります。また、健康課題への対応として、正しい知識に基づく行動選択能力を育成し、自身の健康増進とともにウェルビーイングの向上を目指します。

また、児童生徒がより健康な生活を送ることができるよう、学校と家庭・地域が連携した健康教育の推進を図ります。

さらに、安全・安心な給食の提供とともに、子どもたちが健やかに成長し、自分自身で望ましい食の選択ができるよう、食に関する指導を充実させていきます。



(目標3) 健やかな体の育成
に指標を追加

	指標の項目	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和5年度)
3	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果 (体力合計点の平均)	【中】54.4【高】52.5 【小】53.9【高】53.9 【小】53.9【高】53.9 【中】44.4【高】41.8 【中】50.6【高】47.3 【中】50.6【高】47.3	全国平均を上回る
4	全国体力・運動能力、運動習慣等調査にて「運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合	【中】92.2【高】93.3 【小】83.6【高】86.2 【中】89.4【高】90.3 【中】76.2【高】76.8	全国平均を上回る

4

追加した指標の内容

全国体力・運動能力、運動習慣等調査にて
**「運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツを
 することが好き」**と回答した児童生徒の割合

令和6年度の結果

	市	国	目標値
小学校男子	92. 2%	93. 3%	全国平均 を上回る
小学校女子	83. 6%	86. 2%	
中学校男子	89. 4%	90. 3%	
中学校女子	76. 2%	76. 8%	

5

今後の予定

11月1日(土)～11月30日(日)パブリックコメント

1月28日(水)教育委員会会議(最終案の説明)

3月25日(水)教育委員会会議(最終案の承認)、策定

6

習志野市教育振興基本計画 (パブリックコメント案)

主体的に学び 理解し合い
未来を創る 習志野の人づくり



習志野市マスコットキャラクター
「ナラシド」

令和8年3月策定予定

習志野市教育委員会

習志野市文教住宅都市憲章（前文）

昭和45年3月30日議決

わたくしたち習志野市民は、わたくしたちおよび次の世代をになう子どもたちのために、静かな自然をまもり育てていかなければなりません。

それは、教育および文化の向上をささえるまちづくりの基盤となるものであり、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件だからです。

しかし、人間はすぐれた文明をつくりだすいっぽう、自然を破壊し、わたくしたちの生命、身体をむしろ、教育および文化の正常な発展を阻害していることも事実です。

そこで、わたくしたち習志野市民は、ひとりびとりの理解と協力のもとに、創意工夫し、たゆまぬ努力をつづけながら、理想とするまちづくりのために次のことを宣言し、この憲章を定めます。

Ⅰ わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、はつらつとした若さを失わないまちをつくります。

Ⅰ わたくしたち習志野市民は、暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくります。

Ⅰ わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくります。

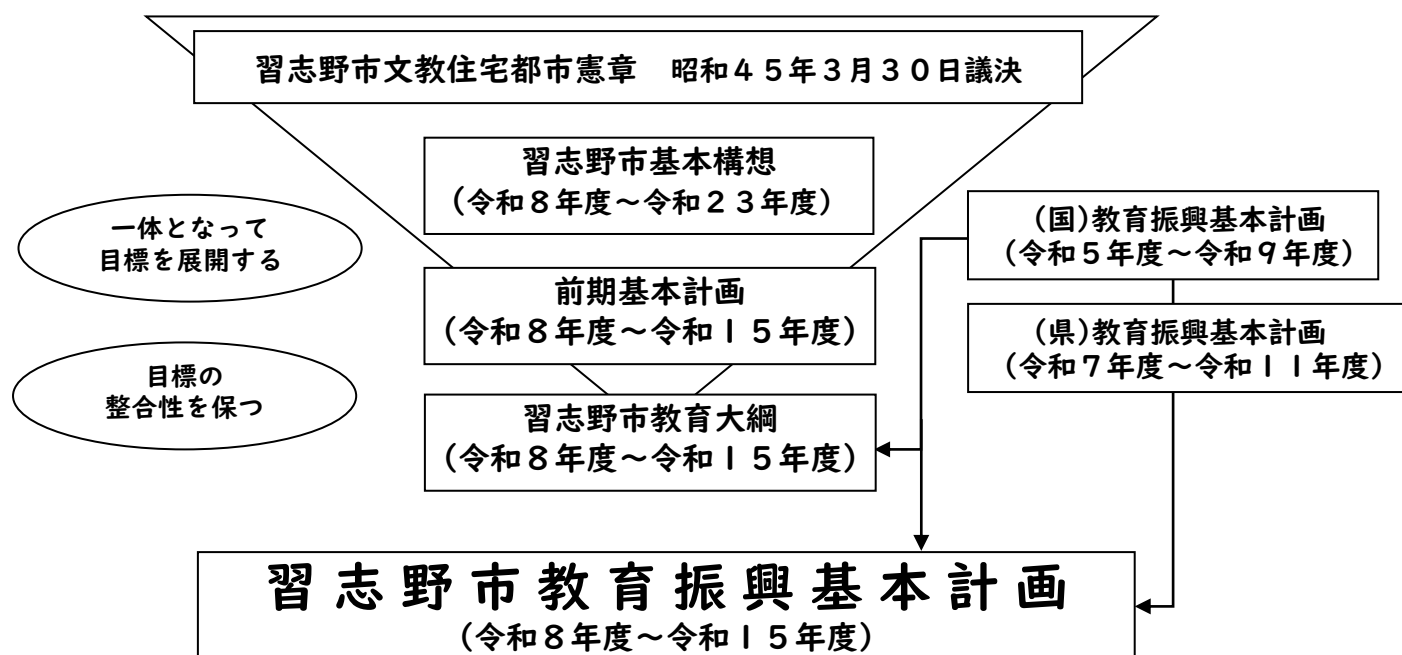
はじめに

※教育長あいさつ&写真

目次

1	計画策定の趣旨	6
2	計画の位置づけ	6
3	計画の対象	6
4	計画の期間	6
5	計画の体系イメージ	7
6	進行管理	8
7	教育をめぐる現状	8
8	前「基本計画」期間中の本市教育全体の課題	9
9	前「基本計画」期間中の本市教育の課題一覧	10
10	基本計画の基本理念	11
11	目標及び施策一覧	12
12	課題を踏まえた本「基本計画」における新たな取り組み	13
13	各目標及び各施策の内容	
	（目標1）確かな学力の育成	16
	（目標2）豊かな心の育成	18
	（目標3）健やかな体の育成	21
	（目標4）未来につながる教育の推進	23
	（目標5）安全・安心で魅力ある学校づくりの推進	27
	（目標6）幼児教育の質の向上	30
	（目標7）子育て・子育て支援の充実	32
	（目標8）人生100年時代を見据えた学習の推進	34
	（目標9）文化・芸術活動の振興	37
	（目標10）文化財の保存と活用	39
	（目標11）青少年健全育成の推進	41
	（目標12）生涯にわたるスポーツの推進	43
	（目標13）家庭教育力の向上	45
	（目標14）地域とともにある学校づくり	47
	（目標15）地域ぐるみでこどもを見守る仕組みづくり	49
	（目標16）教育関連施設の整備	51
	（目標17）教育行政の効率的・効果的な展開	55
14	指標一覧	57
15	習志野市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	59
16	習志野市教育振興基本計画策定委員会委員名簿	60

5 計画の体系イメージ



基本理念

主体的に学び 理解し合い 未来を創る 習志野の人づくり

基本方針1 次世代の担い手を育てる教育・人づくり	基本方針2 誰もが生涯にわたって活躍できる社会づくり	基本方針3 みんなで人を育てる体制・環境づくり
[目標1] 確かな学力の育成 [目標2] 豊かな心の育成 [目標3] 健やかな体の育成 [目標4] 未来につながる教育の展開 [目標5] 安全・安心で魅力ある学校づくりの推進 [目標6] 幼児教育の質の向上 [目標7] 子育て・子育て支援の充実	[目標8] 人生100年時代を見据えた学習の推進 [目標9] 文化・芸術活動の振興 [目標10] 文化財の保存と活用 [目標11] 青少年健全育成の推進 [目標12] 生涯にわたるスポーツの推進	[目標13] 家庭教育力の向上 [目標14] 地域とともにある学校づくり [目標15] 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり [目標16] 教育関連施設の整備 [目標17] 教育行政の効率的・効果的な展開

9 前「基本計画」期間中の本市教育の課題一覧

- (1) 質の高い教育を行う教育体制
 - ・主体的に学習に取り組む態度の育成
 - ・こどもの読書離れ
 - ・体験学習の機会、場の確保
 - ・こどもの権利擁護
 - ・運動機会の減少
 - ・学びを将来へつなげるキャリア教育の充実
 - ・生涯学び続けることができる環境の整備と人材の育成
 - ・若手教員の増加と教員のなり手不足
 - ・教職員の多忙化
 - ・教育費に係る保護者の負担軽減
 - ・学校、公共施設の建て替え、修繕、DX化、トイレ・エアコン設置
- (2) 少子高齢化、人材不足
 - ・こどもの数の減少に伴う児童生徒数の減少
 - ・地域間の偏り
 - ・高齢化に伴う、労働力（教員）不足
 - ・人材不足、人材確保
 - ・地域行事等の担い手不足
 - ・学校や地域を支える人材の世代交代
 - ・専門知識を有する指導者の不足
- (3) 複雑化・多様化する学校の課題
 - ・いじめ認知件数の増加、いじめ重大事態への未然防止と対応
 - ・不登校児童生徒の増加と学びの場の確保
- (4) 多様なニーズへの対応
 - ・特別な支援を必要とする児童生徒の増加
 - ・日本語指導を必要とする児童生徒の増加
 - ・LGBTQ、こどもの貧困、虐待、ヤングケアラーへの対応
 - ・児童生徒の安全・安心な放課後の居場所の確保
- (5) 学校・家庭・地域との連携
 - ・核家族化、人間関係の希薄化に伴う家庭・地域の教育力の低下
 - ・地域行事等への参加率の低下
 - ・学校と家庭・地域との連携、協働
- (6) 社会の急激な変化への対応
 - ・デジタル化、グローバル化、ダイバーシティ（多様化）への対応
 - ・自然災害の頻発化、自然環境の悪化（温暖化）
 - ・職業（労働）の市場の変化

